

通信販売を

上手に利用するために



上手に使用すれば便利な通信販売ですが、消費生活センターにトラブルの相談が多く寄せられています。

トラブルにならないよう、消費者に気を付けていただきたいことをまとめました。

！注文する前に確認！

・信頼できる業者ですか？

ネット通販で、電話番号表示がなかったり、実在しない住所が記載されていたら利用しない。



・支払い条件、返品交換ルールはどうなっていますか？

通信販売はクーリング・オフ制度対象外。商品がイメージと違っていても返品できないことが多いので、注文する前に要確認。

初回〇〇円と、安価な広告から注文したら、高額な定期購入だったというトラブルも多発しています。

⇒注文を確定すると、取り消せないことが多いので、まずは慎重に検討しましょう。

！商品が届いたら確認！

・すぐに商品を確認しましょう

商品違い、不良品などで返品・交換できる場合でも、期間が決まっています。



消費者トラブルで困った時には、消費生活センター

(055-934-4841)へ相談してください！

困った時の相談先

「消費生活センター」

をご存知ですか！？

私たちのまわりには、様々なトラブルが潜んでいます

商品・契約 トラブル

届いた商品が壊れていた、注文した商品と内容が違う、
高額な商品を強引に契約させられた など



悪質商法

- ・突然訪問され「近所で作業するので安くなる」と言われたが、高額なりフォーム代を請求された
- ・スマホを操作していたら、突然「登録完了」となり高額な請求をされた
- ・市役所職員を名乗る人から電話があり、口座番号を聞かれた など



多重債務

ローンや借金がたくさんあり、生活が苦しく返済に悩んでいる など



そんな時の相談先、それが…

消費生活センターです！

TEL:055-934-484 | 平日 8:30~17:15

沼津市御幸町 16-1 沼津市役所 2 階



イメージキャラクター
買いぬまつの「たからっこ」

相談の前に、商品・契約に関するトラブルの相談であれば、
契約日、商品名、金額、購入先などがわかる書面や契約書など
を用意しておく、相談がスムーズに進むことがあります。

「近くの消費生活センターがわからない」時には

188 (いやや)

お近くの相談窓口につながります！！

をご利用ください！

暮らしに役立つ情報を
発信しています！



安全安心なまち沼津

検索